

市第 117 号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

800円

」を「

790円

」に、

「

5,200円

」を「

5,100円

」に、

「

3,600円
4,900円

」を「

3,500円
4,800円

」に、

「

4,500円
94円

」を「

4,400円
92円

」に、

「

270円

」を「

260円

」に、

540円	を	530円	に、
940円		920円	

2,700円	を	2,600円	に改める。
293円		290円	
1,000円		990円	
4,500円		4,400円	
4,500円		4,400円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

一般下水道の占用料を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 3（第 34 条第 1 項）

種 別		単 位	金 額
土 地 占 用 料	通 路	(省 略)	(省 略)
		幅員が2.5メートルを超えるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年 <u>790円</u> 800円
	(省 略)		(省 略)
	電 柱	(省 略)	(省 略)
		第 三 種 電 柱	<u>5,100円</u> 5,200円
	電 話 柱	(省 略)	(省 略)
		第 二 種 電 話 柱	<u>3,500円</u> 3,600円
		第 三 種 電 話 柱	<u>4,800円</u> 4,900円
	(省 略)		(省 略)
	送 電 塔		占有面積1平方 メートルにつき 1年 <u>4,400円</u> 4,500円
	水 管、ガ 斯 管、引 水 管 、排 水 管、 ケ ー ブ ル そ の 他 の 埋 設 し、又 は 架 設 す る 物 件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>92円</u> 94円
		(省 略)	(省 略)
		外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの	<u>260円</u> 270円
		(省 略)	(省 略)
外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		長さ1メートル につき1年 <u>530円</u> 540円	
外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		<u>920円</u> 940円	

	(省 略)		(省 略)
	外径が 1メートル以上のもの		<u>2,600円</u> 2,700円
橋 り よ う	幅員が2.5メートル以下のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	<u>290円</u> 293円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		<u>990円</u> 1,000円
棧	橋		<u>4,400円</u> 4,500円
鉄道、軌道等の用に供するもの			<u>4,400円</u> 4,500円
(省 略)			(省 略)
(省 略)			

(備考省略)